



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○労働安全衛生規則の一部を改正する  
省令(厚生労働一九三)

○厚生労働省令第九十三号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第三百四十号)の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二日

厚生労働大臣 田村 憲久

省

令

労働安全衛生規則の一部を改正する省令  
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）			
物	(略)	(略)	(略)
	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
(略)	(略)	(略)	(略)
ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	(略)	(略)	(略)
ベンジルアルコール	一パーセント未満	(新設)	(略)
ベンゼン	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）		別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）	
物	(略)	(略)	(略)
	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
(略)	(略)	(略)	(略)
ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	(略)	(略)	(略)
ベンジルアルコール	一パーセント未満	(新設)	(略)
ベンゼン	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則  
この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百四十号）の施行の日（令和三年一月一日）から施行する。